

奈良県の品質確保に向けた取り組みについて

奈良県土木部
技術管理課長 福島 俊 和

目 次

1. 総合評価落札方式（工事）について
2. 低入札価格調査制度について
3. 施工体制点検特別調査班立入調査について
4. 建設コンサルタント業務等について
5. その他の取り組みについて

奈良県の品質確保に向けた 取り組みについて

平成24年10月21日（金）

奈良県 土木部 技術管理課
課長 福島 俊和

目 次

- 総合評価落札方式（工事）について
- 低入札価格調査制度について
- 施工体制点検特別調査班立入調査について
- 建設コンサルタント業務等について
- その他の取り組みについて

平成18年度

- ・1億円以上の建設工事の中から4件を試行
(道路2件 砂防1件 下水道1件 全て簡易型)

平成19年度

- ・原則1億円以上の全ての建設工事**で本格実施** 合計73件
(高度技術提案型:1件 標準型:5件 簡易型①:21件 簡易型②:46件)

平成20年度

- ・原則5千万円以上の全ての建設工事**で実施**
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事**で実施**
- ・原則1千万円以上の地すべり工事の一部**で試行** 合計179件
(標準型:1件 簡易型①:8件 簡易型②:15件 簡易型③:83件
簡易型④:4件 舗装:68件)

平成21年度

- ・農林部の総合評価審査委員会の事務局を土木部技術管理課に一元化
- ・原則5千万円以上の全ての建設工事**で実施**
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事**で実施**
- ・2千万円以上の格付Bランクの土木一式工事**で試行** 合計223件
(標準型:6件 簡易型①:23件 簡易型②:118件 簡易型③:13件 舗装:63件)

平成22年度

- ・原則5千万円以上の全ての建設工事**で実施**
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事**で実施**
- ・2千万円以上の格付Bランクの土木一式工事**で試行**
- ・8百万円以上の格付Cランクの土木一式工事**で試行**
- ・2千万円以上の格付Bランクの建築一式工事**で試行**
- ・2千万円以上の格付Bランクの農林部発注工事**で試行**
- ・1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」**で試行**
(標準型:13件 簡易型①:117件 簡易型②:27件 簡易型③:8件 舗装:61件)
合計226件

平成23年度

- 水道局の総合評価審査委員会の事務局を土木部技術管理課に一元化
 - 原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
 - 原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
 - 原則1千万円以上の「区画線（ライン）・道路標示」「標識等」で実施
 - 原則1千万円以上の地すべり工事で実施
 - 2千万円以上5千万円未満の橋梁工事（補修工事を含む）で実施
 - 2千万円以上の格付Bランクの土木部・農林部発注土木一式工事で試行
 - 8百万円以上の格付Cランクの土木部・農林部発注土木一式工事で試行
 - 2千万円以上の設備工事で試行
 - 1千万円以上の格付Bランクの建築一式で試行
- （標準型:5件 簡易型①:137件 簡易型②:44件 簡易型③:17件 舗装:60件）
- 合計263件

平成24年度

土木部・農林部・水道局が発注する以下の建設工事が対象

- 予定価格5千万円以上の全ての建設工事で実施
- 予定価格5千万円未満の建設工事については以下のとおり
 - 予定価格3千万円以上5千万円未満の全ての土木一式・建築一式工事
（発注基準の変更による）
 - 予定価格1千万円以上5千万円未満の全ての舗装工事
 - 予定価格1千万円以上5千万円未満の全ての「区画線・道路標示」工事、
「標識等」工事
 - 予定価格1千万円以上5千万円未満の全ての地すべり工事
 - 予定価格2千万円以上5千万円未満の全ての橋梁工事（補修工事を含む）
 - 格付B、Cランクの土木一式工事の一部で試行
 - 格付Bランクの建築一式工事の一部で試行
 - 予定価格2千万円以上5千万円未満の設備工事の一部で試行

合計400件程度予定

評価値の算出方法

奈良県の評価値算出方式は、除算方式を採用。

$$\text{評価値}(\ast 1) = \frac{\text{技術評価点}(\ast 2)}{\text{価格}(\ast 3)} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

※1 最も高い企業＝落札者

※2 評価項目ごとに予め定めた計算方法により技術提案の評価を得点換算する

※3 技術提案の内容に対応した入札価格

標準点とは？

- 設計図面及び仕様書等に基づいた最低限の要求要件を満たした場合（標準案）に与える点（100点）

加算点とは？

- 標準案を上回る提案に対し加算される得点

総合評価落札方式の型式と配点

（ ）内は技術提案の配点

平成23年度		平成24年度	
型式	配点	型式	配点
高度技術提案型	70点（70点） 技術提案比率100%	高度技術提案型	70点（70点） 技術提案比率100%
標準型①（WTO）	54点（54点） 技術提案比率100%	標準型①（WTO）	54点（54点） 技術提案比率100%
標準型① （WTO以外）	52点（45点） 技術提案比率87%	標準型① （WTO以外）	52点（45点） 技術提案比率87%
標準型②	41点（33点） 技術提案比率80%	標準型②	41点（33点） 技術提案比率80%
標準型③	34点（24点） 技術提案比率71%	標準型③	34点（24点） 技術提案比率71%
簡易型①	22点（12点） 技術提案比率55%	簡易型①	22点（12点） 技術提案比率55%
簡易型② 【各付けBランク用】	17点（8点） 技術提案比率47%	簡易型② 【格付けBランク用】	17点（8点） 技術提案比率47%
簡易型③ 【各付けCランク用】	11点（4点） 技術提案比率36%	簡易型③ 【格付けCランク用】	11点（4点） 技術提案比率36%

※簡易型①～簡易型③についても技術提案を求めている

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案	②品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性（評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする）	a.品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案
			b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案
技術提案	③安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性（評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする）	a.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案
			b.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案
企業の実績等	企業の施工実績	過去5年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した、奈良県土木部発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値（過去5ヶ年度の全件数の平均値）	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65) × 0.1 MAX3.5
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65) × 0.4
企業の実績等	表彰（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	過去5年間（発注年度を含む）における国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県の表彰	a.下記の表彰がある（各表彰1件当たり0.5点とする） ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○奈良県の表彰	Max 1
			b.上記aに該当しない	0
				小計 12点満点
				小計 10点満点

簡易型①（技術提案評価型）では、工事の内容により工程管理、品質管理、安全管理、施工管理の4項目から2項目を選択（重複あり）

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）		a.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1
			b.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
技術提案	配置予定技術者の施工経験（JVは代表者のみ採点する）	過去15年間の元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した受注価格が2千5百万円以上の同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	a.監理技術者・主任技術者として国、又は奈良県発注工事の完成・引渡が完了した	2
			b.監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公益法人、地方公共団体（奈良県を除く）の発注工事の完成・引渡が完了した	1
技術提案	地域精通度（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	本店の所在地	c.現場代理人（現場代理人で配置された時に既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る）として国、特殊法人等、公益法人、又は地方公共団体（奈良県を含む）の発注工事の完成、引渡が完了したただし、配置期間は工期全体の1/2以上とする	1
			d.上記a、b、cに該当しない	0
技術提案	社会・地域貢献（JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする）	災害協定の締結	a.国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1
			b.上記aに該当しない	0
加算点合計				2.2点満点

技術提案の審査通知と公表

○技術提案の審査通知

提出された技術提案を評価しなかった場合は、履行を免除しているため、技術提案の評価の有無を、入札の前に通知している。

→ 入札金額に反映させるため

○技術評価点の公表

落札者決定後、入札参加者の技術評価点の内訳を、技術提案については、各評価項目の合計点と各提案ごとの評価（評価した場合は「○」、評価しなかった場合は「－」、複数提案と判断した場合は「複」）を、企業の施工実績等については合計値を、各社一覧で開札録とともに公表しています。

→ 今後の技術提案作成の参考とするため

審査通知書例

技術提案書審査通知書

株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○様

奈良県知事 荒井 正吾

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書（下記の提案ごとの評価を参照）に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

記

公告日	平成23年 ○月 ○日
工事名	○○
工事番号	第○○号

施工計画			
品質管理		施工管理	
提案1	提案2	提案1	提案2
○	○		(複)

※評価された提案（上記表中の○）については、履行義務があります。

技術評価点の公表

※落札者決定後に、技術提案については評価したかどうか、企業の施工実績等については合計値を公表します。

入札者氏名	評価項目				企業の施工実績等	加算点計	技術評価点
	施工計画						
	品質管理		安全管理				
	提案1	提案2	提案1	提案2			
A 社	○	—	○	○	5.5	14.5	114.5
	3.0		6.0				
B 社	—	—	○	—	6.5	9.5	109.5
	0		3.0				
C 社	○	○	○	○	6.5	17.0	117.0
	6.0		4.5				
D 社	—	—	—	—	7.5	7.5	107.5
	0		0				

個々の提案の評価の詳細については、「評価基準」の公表になりますので公表しません。

技術提案等の履行の確保

○技術提案について

技術提案については、入札の前に評価の有無を通知しており、評価に至らなかった提案は履行を免除している。

ただし、評価されたにもかかわらず、受注者の責で履行しなかった場合は、竣工後の工事成績評定点において、10点減点する。

○配置技術者について

企業の施工実績等の評価項目である「配置予定技術者の実績（同種工事）」において加点された配置技術者が途中交代する場合、代わりに配置される技術者が同等以上の資格と経験を有していない場合は、上記と同様に10点減点する。

■ H24年度の主な改正内容

- 対象期間の延長について
工事成績評定点及び表彰の対象期間を4年から5年に延長する
- 工事成績評定点の対象工事について
企業の施工実績等の評価に使用する、工事成績評定点の対象工事について、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害協定に基づく奈良県建設業協会への要請により随意契約した工事並びに緊急維持業者、特定業者と随意契約した工事を除く

*この改正内容はH24年6月1日以降の公告から適用する

奈良県のダンピング対策

- 予定価格が5千万円以上の全ての建設工事
予定価格が3千万円以上5千万円未満の全ての土木一式工事及び建築一式工事
➡ 低入札価格調査制度
- 上記以外
➡ 最低制限価格制度＋施工体制確認調査

奈良県の取り組み

年 度	対象件数 (業者数)	調査基準価格を		低入札価格調査制度における調査及び基準等の動向
		上回る額の 契約件数 (業者数)	下回る額の 契約件数 (業者数)	
H18年度	33件 (33者)	—	33件 (33者)	低入札価格調査制度を導入
H19年度	31件 (36者)	2件 (7者)	29件 (29者)	直接工事費 × 75% 共通仮設費 × 70% 現場管理費 × 60% 一般管理費等 × 30% } いずれかを下回ると「特別重点調査」を実施
H20年度	11件 (15者)	8件 (12者)	3件 (3者)	全て「特別重点調査」を実施し、別途「失格判断基準」を定め公表、低入札で契約した場合の入札参加制限を実施
H21年度	4件 (4者)	4件 (4者)	0件	「失格判断基準」見直しを行い、「品質確保体制」を充実させ、低入札で契約した場合の入札参加制限を強化
H22年度	3件 (3者)	3件 (3者)	0件	平成21年度と同じ
H23年度	3件 (3者)	3件 (3者)	0件	平成21年度と同じ

低入札価格調査制度について

低入札工事での品質確保体制の充実と参入制限

項目	平成24年度
配置技術者の追加配置	主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名追加配置
低入札で契約した場合の入札参加制限	<p>○土木部・農林部・水道局を問わず入札参加制限</p> <p>○単体・JVを問わず入札参加制限</p> <p>予定価格が5千万円以上の建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75点未満 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。 ただし、その者に過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない）で対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。 ・75点以上 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格（低入札）での応札を認めない（失格） <p>平均値は、土木部の平均値又は農林部の平均値又は水道局の平均値のうちいづれか低い値を採用</p>
低入札で契約した場合の監督強化	<p>重点監督による品質強化</p> <p>土木部土木工事重点監督要領 農林部土木工事重点監督要領</p> <p>土木部建築工事重点監督要領 水道局建設工事重点監督要領</p>

平成24年度の主な改正点

平成24年6月1日以降公告分から、発注基準の見直しにより、土木一式工事および建築一式工事について、低入札価格調査の対象金額を予定価格5千万円以上から、**予定価格3千万円以上に変更**

現場点検件数

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数	点検件数	指導書交付件数
①総合評価案件	14	0	57	2	111	2	148	12	148	15
②低入札調査案件	24	0	12	1	1	0	0	0	0	0
③低入札+総合評価案件	—	—	3	0	2	0	0	0	0	0
④上記①～③以外	65	7	52	5	42	1	52	3	27	1
合計	103	7	124	8	156	3	200	15	175	16

●平成23年度に指導書を交付した主な理由

- 施工体系図に記載がない業者が施工していた
- 施工中の業者の建設業の許可票が掲示されていなかった
- 主任（監理）技術者の専任制が認められなかった
- 現場代理人の常駐性が認められなかった
- 下請業者の主任技術者の専任制が認められなかった

- 指導書を交付した工事については、文書で注意を行ったことにより、竣工時の工事成績評定点の「法令遵守」の項目で8点減点する。

立入調査実施時の指導書交付対象

項目	内容
主任（監理）技術者等の専任（常駐）制	①主任（監理）技術者が専任していない
	②現場代理人が常駐していない
各種掲示の不備	①建設業許可票、施工体系図を掲示していない（掲示していても記載漏れがある）
	②施工体系図等の掲示場所が適正でない（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律により「工事関係者が見やすい」「公衆が見やすい」場所に掲示）
施工体制台帳の不備	施工体制台帳が作成されていない、又は現場ごとに備え付けられていない
法令違反の恐れ	過積載の恐れが認められた（搬出記録により確認）
下請業者の状況	①施工体系図に記載がない業者が施工している
	②専任が必要な下請業者の主任技術者が専任していない

その他の指導対象

項目	内容
配置技術者等の専任(常駐)	主任（監理）技術者の専任、現場代理人の常駐に関して疑義がある
施工体制台帳の不備	①施工体制台帳の記載内容に誤りがある
	②配置技術者が工事に主体的に関与していることが不明（書類に確認印等がない等）
下請業者の状況	下請業者の主任技術者の資格を元請が確認していない

①平成21年4月24日以降

- 土木部発注工事に加えて、農林部発注工事についても現場への立入調査を開始

②平成23年6月13日以降

- 土木部、農林部発注工事に加えて、水道局発注工事についても現場への立入調査を開始



奈良県の取り組み

- 奈良県では、高度な知識や技術力が必要とされる、技術的工夫の余地が大きいと判断できる業務については、規模にかかわらず、原則としてプロポーザル方式を適用、平成9年に試行を開始し、平成20年から本格実施しています。
- 予定価格1000万円以上の業務については、原則として総合評価落札方式を適用、平成21年に試行を開始し、平成22年から本格実施しています。



過去の実施件数

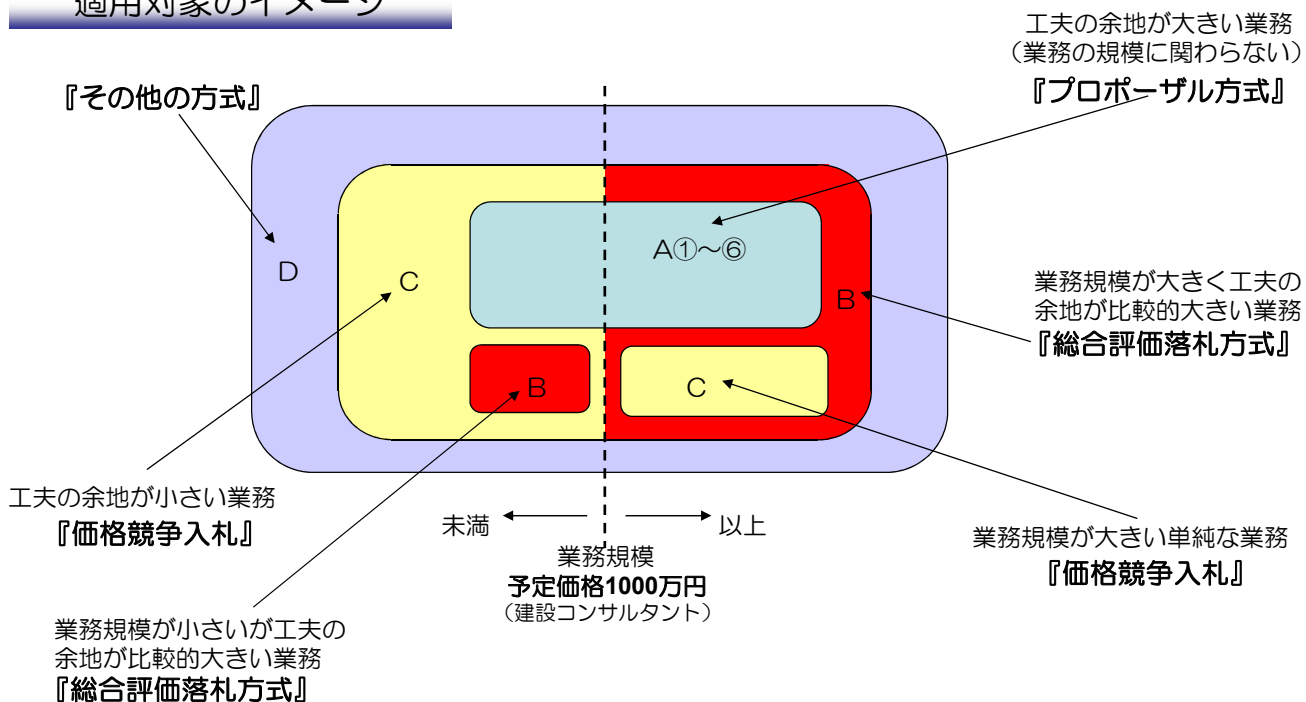
年 度	～平成19年	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
プロポーザル方式	25	28	21	12	18	104
総合評価落札方式	—	—	15	27	21	63
合 計	25	28	36	39	39	167

※ 平成24年度はプロポーザル方式、総合評価落札方式を合わせて50件程度実施予定。

	適用の考え方及び適用対象業務	適用イメージ
Aプロポーザル方式	<p>○適用の考え方 業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合。また、予定価格を算出するにあたって標準的な歩掛かりがなく、そのほとんどを見積りによる場合。</p> <p>○適用対象 奈良県土木部プロポーザル方式実施要領第2条に規定する次の①～⑥の業務とする。 このうち、①～⑤については契約対象業務の業務内容に照らして判断のうえ適用し、⑥については特に指示があった場合に適用する。</p> <p>①積算基準及び標準歩掛がない非定型な業務（過去の実施事例等に基づき、概ね仕様（業務実施手順、予定価格）の確定が可能な業務を除く）</p> <p>②都市計画調査、環境影響調査その他複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務</p> <p>③広範囲な知識を対象とする解析調査、観測、診断を要する業務</p> <p>④マスタープランの作成等基本設計に係る業務</p> <p>⑤創造性、芸術性等を求められる設計業務</p> <p>⑥その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると土木部長が認める業務</p>	<p>道路網整備計画検討</p> <p>道路、橋梁等構造物景観設計</p> <p>河川整備基本方針</p> <p>自然再生計画検討</p> <p>社会実験</p> <p>指針、ガイドライン類策定</p> <p>等</p>

	適用の考え方及び適用対象業務	適用イメージ
B総合評価落札方式	<p>○適用の考え方 発注段階で仕様（業務実施手順、積算基準）を概ね確定することが可能であるが、入札者の提示する技術等によって、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合（技術的な工夫の余地がある業務）。</p> <p>○適用対象 原則、予定価格1000万円以上の業務（プロポーザル方式又は価格競争入札を適用することが適切な業務を除く。）について実施する。また、予定価格1000万円未満であっても、入札者から技術提案を求めることで業務の品質向上に寄与すると判断できる業務についても実施する。</p>	<p>構造物予備・詳細設計</p> <p>道路予備・詳細設計</p> <p>堤防・護岸設計</p> <p>構造物補修設計</p> <p>積算技術業務</p> <p>工事監理業務</p> <p>地質調査業務</p> <p>等</p>
C価格競争入札	<p>上記によらない場合（技術的な工夫の余地が小さい）。</p> <p>入札参加条件として、一定の資格等を評価することにより品質を確保できる業務。</p>	<p>耐震診断</p> <p>交通量観測</p> <p>施設点検調査</p> <p>等</p>
Dその他方式	<p>業務の特殊性を勘案して実施する。</p>	

適用対象のイメージ



情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価基準、特定方法や落札者の決定方法については、あらかじめ公告等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては落札者決定後早期に公表する。

○落札者決定後

総合評価落札方式における参加者の価格評価点・技術評価点、プロポーザル方式における参加者の評価点は、落札者決定後（特定後）速やかに公表する。ただし、プロポーザル方式における参加者名は、契約者のみ公表する。

○結果の公表について

希望者（参加者）については、自社の評価項目の「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の内訳及び「手持業務量」を各事業担当課または土木事務所にて閲覧により公表する。ただし、「業務の実施方針」、「評価テーマ」に関する評価項目の内訳は非公表とする。

1. 奈良県土木部優良工事表彰制度について

表彰制度の目的

奈良県土木部が発注した建設工事のうち、他の模範となる優良な工事を施工したものを表彰することにより、建設事業者の意欲増進、技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、健全な育成・発展に資することを目的とし、平成21年度に創設

優良工事の定義

よりよい品質を確保するために特に秀でた取り組み（特に「耐久性」向上の取り組みを重視）を行い、他の模範となる工事

優良工事の選定

工事成績評定点が優秀であり、かつ、上記定義に合致した工事であることを、書類及び現地確認を行い選定する。

2. 奈良県技術職員研修について

平成19年度から技術の継承を目指した各年代に応じた研修プログラムを構築し、職員の技術力向上を図っている。

特色のある研修としては

- 新規採用職員を対象とした『一貫研修』
「土木の基本」の取得を目的とした3年間継続的に実施する研修
- 中堅職員を対象とした『指導員研修』
『一貫研修』に講師として参加し、コミュニケーション力や指導力を育成する研修

1. 奈良県技術職員研修について

